

○大野市教育委員会事務局組織規則

平成 8 年 3 月 19 日

教委規則第 4 号

改正 平成 8 年 1 月 25 日教委規則第 11 号
平成 12 年 3 月 28 日教委規則第 2 号
平成 12 年 7 月 1 日教委規則第 3 号
平成 13 年 3 月 28 日教委規則第 3 号
平成 13 年 7 月 1 日教委規則第 5 号
平成 17 年 3 月 28 日教委規則第 2 号
平成 17 年 1 月 4 日教委規則第 20 号
平成 18 年 7 月 26 日教委規則第 8 号
平成 19 年 3 月 27 日教委規則第 5 号
平成 19 年 4 月 27 日教委規則第 8 号
平成 20 年 3 月 27 日教委規則第 5 号
平成 21 年 3 月 27 日教委規則第 4 号
平成 22 年 3 月 29 日教委規則第 2 号
平成 24 年 3 月 28 日教委規則第 6 号
平成 26 年 3 月 27 日教委規則第 3 号
平成 27 年 3 月 26 日教委規則第 2 号
平成 29 年 3 月 30 日教委規則第 2 号
平成 29 年 9 月 28 日教委規則第 6 号
平成 30 年 3 月 29 日教委規則第 3 号

大野市教育委員会事務局組織及び職員の職に関する規則（昭和 58 年教委規則第 3 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 事務局

第 1 節 内部組織（第 7 条・第 7 条の 2）

第 2 節 事務分掌（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 教育機関（第 10 条・第 11 条）

第 4 章 附属機関（第 12 条）

第5章 職制及び職能等

第1節 事務局（第13条—第22条の2）

第2節 教育機関（第23条—第33条）

第6章 連絡調整担当（第34条）

第7章 事務局会議（第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条の規定に基づき、大野市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）を置き、補助機関としての組織を系統的に定めるとともに、その権限に属する事務を適正かつ能率的に執行するため、法令等に定めるもののほか、事務組織並びにその運営の基本原則、事務分掌、職務及び権限その他必要なことを定めることを目的とする。

（行政機能の発揮）

第2条 補助機関は教育長の統轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう努めなければならない。

（機関の種別）

第3条 補助機関を構成する組織を分けて、事務局、教育機関及び附属機関とする。

（運営の基本原則）

第4条 この規則に定める組織の運営に当たって職員は、指揮命令系統について、常に統一を保ち、関係部門との意思の疎通を図りながら、相互に一致協力し、組織を弾力的に運用するよう努めることを基本原則として、それぞれの職務を遂行するものとする。

（定義）

第5条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）事務局 第7条の内部組織としての課及び室（以下「課等」という。）をいう。

（2）教育機関 法第30条の規定により設置された公の施設及びその他の機関をいう。

(3) 附属機関 大野市が条例で定めた教育行政に係る附属機関として設置された審議会及び委員会等をいう。

(特別の組織等)

第6条 教育長は、臨時又は特別の事務で、この規則で定める組織により処理することが困難又は不適当なものについては、特定の職員等を指定し、本部、室、委員会又は委員等を設置し、これを処理させることができる。

2 前項の組織又は職の設置は、規則又は訓令によるものとする。

第2章 事務局

第1節 内部組織

(課等の設置)

第7条 教育委員会の権限に属する事務を分掌処理させるため事務局に、別表第1の課等を置く。

(グループの編成)

第7条の2 局長は、その所管において、事務を効率的に処理するため、グループを編成することができる。

2 局長は、前項の規定によりグループを編成し、又はその編成を変更したときは、その都度、教育長に報告するものとする。

第2節 事務分掌

(課等の事務分掌)

第8条 事務局に属する課等の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(事務分掌の疑義)

第9条 前条に定める事務分掌により難い事件が生じたとき又は所管が明らかでない事務があるときは、教育長がこれを決定する。

第3章 教育機関

(教育機関の種別等)

第10条 教育機関の種別、名称及びその所属は、別表第3のとおりとする。

(所掌事務)

第11条 別表第3の各教育機関は、各機関の設置条例等に規定する設置目的を達成するための業務を行い、住民の利用の用に供するものとする。

2 教育機関の所掌事務は、別表第4のとおりとする。

第4章 附属機関

(附属機関)

第12条 附属機関の名称及び庶務の所属は、別表第5のとおりとする。

第5章 職制及び職能等

第1節 事務局

(職制)

第13条 事務局の組織に置く職制は、次の各号のとおりとする。

(1) 局長及びこれに相当する職（以下「局長等職」という。）

ア 事務局に局長を置く。

イ 教育委員会は、事務局に理事を置くことができる。

(2) 課長及び室長（以下「課長等」という。）並びにこれに相当する職（以下「課長等職」という。）

ア 課に課長を置く。

イ 室に室長を置く。

ウ 教育委員会が指定する課に参事を置く。

(3) 学校教育審議監の職

教育委員会は、事務局に学校教育審議監（以下「審議監」という。）を置くことができる。

(4) 課長補佐及び次長（以下「課長補佐等」という。）並びにこれに相当する職（以下「課長補佐等職」という。）

ア 教育委員会が指定する課に課長補佐を置く。

イ 教育委員会が指定する室に次長を置く。

ウ 教育委員会が指定する課等に主幹を置く。

(5) 企画主査及び主査（以下「企画主査等」という。）の職

教育委員会が指定する課等に企画主査等を置く。

(6) その他の職

前各号に掲げるもののほか、必要な職を置く。

(7) グループリーダー及びグループサブリーダー（以下「グループリーダー等」という。）

ア グループにグループリーダーを置く。

イ グループに必要に応じ、グループサブリーダーを置くことができる。

(職員の配属)

- 第14条 課長補佐等職以上の職員の配属は、教育委員会がこれを命ずる。
- 2 企画主査以下の職員の課等への配属は、教育委員会が命じ、配属された職員の課等内での配属は課長等が命ずる。
- 3 グループリーダー等は課長等が命ずる。
- 4 課長等は、第2項の規定により職員を配属したとき及び前項の規定によりグループリーダー等を配置したときは、直ちにその内容を局長に報告しなければならない。

(事務の専決)

- 第15条 事務は、教育長の決裁を経て執行する。ただし、別に定める専決区分により、事務の一部につき、その執行を局長以下の職員に専決させることができる。

(局長の職務及び権限)

- 第16条 局長は、行政運営の首脳幹部として上司を補佐し、全市的な広い視野から教育行政の基本的施策及び重要方針の審議決定に参画し、所管事務の円滑な執行に努めなければならない。

- 2 局長の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 教育長の命を受け、所管事務を統括する。
- (2) 庁議等の会議に出席し、議題の審議決定に参画するとともに、教育長を補佐し、必要あるときは、これを代理する。
- (3) 教育行政の基本方針に基づき、所管業務の目標及び実施方針等を設定して、計画的に執行すること。
- (4) 事務局内の連絡協調に努めること。
- (5) 上司に必要な報告と情報提供を行うこと。
- (6) 事務局内の管理業務（組織、文書、予算、人事等）を統括処理し、事務局の適正な運営に努め、所管業務の効果的な執行を図ること。
- (7) 別に定めるところにより、専決等の事務を執行すること。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、行政運営の幹部として上司を補佐し、所管事務の円滑な執行に努めなければならない。

- 2 理事の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 上司の命を受け、全市的な視野から担任の事務の企画、立案を行う。
- (2) 担任の事務の目標及び実施方針等を決定して、業務を統括すること。

(3) 上司に必要な報告と情報提供を行うこと。

(課長等の職務及び権限)

第18条 課長等は、所管業務の直接の遂行者として上司を補佐し、業務の合理化、能率的な遂行に努めなければならない。

2 課長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 上司の命を受け、部下職員を指揮監督して所管事務を遂行する。

(2) 上司を補佐し、必要あるときは、これを代理する。

(3) 教育行政の基本方針及び事務局の方針等に基づき、所管業務の実施計画を設定して、適切な進行管理を図り、厳正な執行を図ること。

(4) 事務局内の他の課と連絡協調に努めること。

(5) 上司に必要な報告と情報提供を行うこと。

(6) 課内の管理業務（組織、文書、予算、人事等）を処理し、部下職員の服務規律の徹底及び能力開発と士気の高揚に努めること。

(7) 別に定めるところにより、専決等の事務を執行すること。

3 室長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 上司の命を受け、教育行政の基本方針及び部又は課の方針等に基づき、担任の事務の企画、立案等を行う。

(2) 担任の事務の目標及び実施方針等を立案し、業務を遂行すること。

(3) 上司に必要な報告と情報を提供すること。

(審議監の職務及び権限)

第19条 審議監は、所管業務の遂行者として上司を補佐し、所管業務の能率的かつ効果的な処理に努めなければならない。

2 審議監の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 教育職員の人事管理及び学校教育に関する重要事項について上司を補佐すること。

(2) 教育総務課長の命を受け、特に命ぜられた事務を掌理し、所管職員を指揮監督して、所管業務を遂行すること。

(3) 上司に必要な報告及び情報を提供すること。

(課長補佐等の職務及び権限)

第20条 課長補佐等は、所管業務の直接の遂行者として上司を補佐し、業務の能率的、効果的な処理に努めなければならない。

2 課長補佐等の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 上司の命を受け、所掌事務の処理に当たること。
- (2) 上司を補佐し、必要あるときは、これを代理する。
- (3) 教育行政の基本方針及び事務局並びに課等の方針等に基づき、所管業務の実施計画を設定して、適切な進行管理を図ること。
- (4) 上司に必要な報告と情報提供を行うこと。
- (5) 課等内の管理業務（組織、文書、予算、人事等）の適切な処理に努めること。
(企画主査等の職務及び権限)

第21条 企画主査等は、事務分掌の直接の遂行者として事務の正確かつ迅速な処理に当たらなければならない。

2 企画主査の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 上司の命を受け、所掌事務の遂行に当たること。
- (2) 所掌事務の処理計画を立案し、上司の承認を得て部下職員に明示するとともに、その計画を遂行すること。
- (3) 上司に必要な報告と情報提供を行うこと。
- (4) 業務遂行を通じて部下職員の実務研修に当たるとともに、職員相互間の協調に努めること。

3 主査の職務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 課等の方針等に基づき、担任の事務の調査、企画、立案等を行うこと。
- (2) 上司の命を受け、担任の事務を処理すること。
- (3) 上司に必要な報告と情報提供を行うこと。
(他の職員の職務)

第22条 第16条から前条に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け、担任事務に従事する。

(グループリーダー等以下の共通職能)

第22条の2 グループリーダーは、上司の命を受け、グループ内の分掌事務を処理し、かつ、分担事務に従事する。

- 2 グループサブリーダーは、上司の命を受け、グループリーダーを補佐してグループ内の分掌事務を処理し、かつ、分担事務に従事する。
- 3 グループに所属する職員は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

第2節 教育機関

(学校)

第23条 大野市立学校の職制及び職務は、大野市学校管理規則（昭和32年教委規則第7号）第6条及び第6条の2の規定による。

(学校給食センター)

第24条 大野市学校給食センターの職制及び職務は、大野市学校給食センター設置条例（平成17年条例第57号）第4条及び大野市学校給食センター管理運営規則（平成17年教委規則第13号）第2条の規定による。

(幼稚園)

第25条 大野市幼稚園の職制及び職務は、大野市幼稚園設置条例（昭和41年条例第102号）第3条及び第4条の規定による。

(生涯学習センター)

第26条 大野市生涯学習センターの職制及び職務は、大野市生涯学習センター設置条例（平成18年条例第4号）第4条及び大野市生涯学習センター管理運営規則（平成18年教委規則第11号）第2条の規定による。

(公民館)

第27条 大野市公民館の職制及び職務は、大野市公民館設置条例（平成17年条例第15号）第4条及び大野市公民館管理運営規則（平成17年教委規則第6号）第2条の規定による。

(博物館)

第28条 大野市博物館の職制及び職務は、大野市博物館設置条例（平成17年条例第60号）第4条及び大野市博物館管理運営規則（平成17年教委規則第15号）第2条の規定による。

(図書館)

第29条 大野市図書館の職制及び職務は、大野市図書館設置条例（昭和58年条例第6号）第3条及び大野市図書館管理運営規則（昭和58年教委規則第1号）第2条の規定による。

(海洋センター)

第30条 大野市B&G海洋センターの職制及び職務は、大野市B&G海洋センター設置条例（平成17年条例第21号）第4条及び大野市B&G海洋センター管理運営規則（平成17年教委規則第11号）第2条の規定による。

(文化会館)

第31条 大野市文化会館の職制及び職務は、大野市文化会館設置条例（平成17年条例第18号）第4条の規定による。

（教育センター）

第32条 大野市青少年教育センターの職制及び職務は、大野市青少年教育センター設置条例（平成17年条例第18号）第4条及び大野市青少年教育センター管理運営規則（平成17年教委規則第5号）第2条の規定による。

（本願清水イトヨの里）

第33条 本願清水イトヨの里の職制及び職務は、本願清水イトヨの里設置条例（平成17年条例第108号）第4条及び本願清水イトヨの里管理運営規則（平成17年教委規則第16号）第2条の規定による。

第6章 連絡調整担当

（連絡調整課の設置）

第34条 事務局の連絡調整課は、教育総務課とする。

2 連絡調整課は、固有の事務のほか、次の事務についても所掌する。

- (1) 局長の公印の保管に関すること。
- (2) 課等及び教育機関の連絡調整に関すること。
- (3) 職員研修及び調査、研究に関すること。

第7章 事務局会議

（会議の設置及び運営）

第35条 教育行政の適正かつ確実な遂行を図るため、教育長の意思決定についての助言及び重要事項の審議、各部門連絡事項の協議及び調整並びに情報の提供、意思及び情報伝達の機能を有する補完機能組織として、事務局会議を設置する。

2 事務局会議は、教育長が総理し、局長及び課長等で構成し、その都度教育長が指定した職員を陪席させることができる。

3 事務局会議の庶務は、教育総務課において処理する。

4 事務局会議において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政運営の基本方針及びこれに係る年度執行計画に関する事項
- (2) 重要な新規事務事業の計画及び実施並びにその変更に関する事項
- (3) 基本計画に基づく執行方針又は執行計画で他の部門と協議又は調整を必要とする事項
- (4) 予算編成上の重要施策に関する事項

- (5) 教育行政上の制度又は行政機能に影響を与えると認められる事項
- (6) 条例、規則及び訓令等の制定又は改廃に関する事項
- (7) 課長等以上の職位の管理機能に影響を与えると認められる事項
- (8) 職員の服務規律に関する事項
- (9) 各教育機関の連絡調整に関する事項
- (10) 情報の伝達及び交換に関する事項
- (11) その他教育長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年教委規則第 11 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年教委規則第 2 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年教委規則第 3 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年教委規則第 3 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年教委規則第 5 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年教委規則第 20 号）

この規則は、平成 17 年 1 月 7 日から施行する。

附 則（平成 18 年教委規則第 8 号）

この規則は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年教委規則第 5 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する間は、第1条の規定による改正前の大野市教育委員会公告式規則第1条、第2条の規定による改正前の大野市教育委員会会議規則、第3条の規定による改正前の大野市教育委員会事務局組織規則第1条、第4条の規定による改正前の大野市教育委員会教育長事務委任規則第1条及び第4条、第5条の規定による改正前の大野市教育委員会公印規則別表、第6条の規定による大野市教育委員会傍聴規則第2条から第6条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成29年教委規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第6号）

この規則は、平成29年10月28日から施行する。

附 則（平成30年教委規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

部局	課等
----	----

教育委員会事務局	教育総務課
	生涯学習課
	文化振興室
	スポーツ振興室
	文化財課

別表第2（第8条関係）

課等	事務分掌
教育総務課	<p>1 事務局職員その他の教育機関の職員の人事に関すること。</p> <p>2 教育委員会の会議及び学校教育審議会に関すること。</p> <p>3 小・中学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。</p> <p>4 教育委員会に関する条例、規則、規程等に関すること。</p> <p>5 公印の管守に関すること。</p> <p>6 学校医・学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</p> <p>7 教育委員会の権限に関する事務の点検・評価に関すること。</p> <p>8 教育財産の取得及び処分に関すること。</p> <p>9 学校、幼稚園施設その他教育施設の整備及び維持管理に関すること。</p> <p>10 学校給食に関すること。</p> <p>11 教職員の人事、給与その他勤務に関すること。</p> <p>12 小・中学校及び幼稚園の組織、学級編制、教育課程、管理規則に定める事項及び指導に関すること。</p> <p>13 教職員及び幼稚園教諭の指導及び研修に関すること。</p> <p>14 特別支援教育及び心身障害児就学指導に関すること。</p> <p>15 児童生徒の就学援助に関すること。</p> <p>16 事務局及び市長部局との連絡調整に関すること。</p> <p>17 事務局及び課の庶務に関すること。</p> <p>18 前各号に掲げるもののほか、他課の所管に属しないもの。</p>
生涯学習課	<p>1 社会教育委員に関すること。</p> <p>2 生涯学習課所管施設の設置及び廃止に関すること。</p> <p>3 生涯学習及び生涯学習センターに関すること。</p>

	<p>4 青少年・女性・成人・高齢者教育に関すること。</p> <p>5 家庭教育、人権教育に関すること。</p> <p>6 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>7 公民館及び図書館に関すること。</p> <p>8 地域づくり運動の推進に関すること。</p> <p>9 文化・芸術の振興に関すること。</p> <p>10 視聴覚機器・教材の整備及び供給に関すること。</p> <p>11 生涯学習及び文化団体の育成・指導に関すること。</p> <p>12 課の庶務に関すること。</p>
文化振興室文化財課	<p>1 文化財保護審議会に関すること。</p> <p>2 文化振興室文化財課所管施設の設置及び廃止に関すること。</p> <p>3 有形文化財、民俗文化財、埋蔵文化財、歴史的建造物等の保護、調査及び活用に関すること。</p> <p>4 博物館及び本願清水イトヨの里に関すること。</p> <p>5 郷土資料の収集、調査、研究及び保存に関すること。</p> <p>6 化石に関すること。</p> <p>7 化石発掘体験センターにおける教育並びに化石資料の収集、調査及び研究に関すること。</p> <p>8 市史編さんに関すること。</p> <p>9-8 室課の庶務に関すること。</p>
スポーツ振興室	<p>1 スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員会に関すること。</p> <p>2 スポーツ振興室所管施設の設置及び廃止に関すること。</p> <p>3 スポーツ振興室所管施設の維持管理に関すること。</p> <p>4 スポーツ推進計画に関すること。</p> <p>5 スポーツ団体の育成・指導に関すること。</p> <p>6 生涯・競技スポーツの推進に関すること。</p> <p>7 指導者育成など競技力の向上に関すること。</p> <p>8 スポーツ施設の利用促進に関すること。</p>

9 学校体育施設開放に関すること。

10 室の庶務に関すること。

別表第3（第10条関係）

種別	所属	教育機関			
学校教育機関	教育総務課	小学校	大野市有終西小学校 大野市有終東小学校 大野市乾側小学校 大野市上庄小学校 大野市富田小学校 大野市和泉小学校	大野市有終南小学 大野市小山小学校 大野市下庄小学校 大野市阪谷小学校 大野市和泉小学校	
		中学校	大野市開成中学校 大野市上庄中学校 大野市和泉中学校	大野市陽明中学校 大野市尚徳中学校	
		幼稚園	大野市小山幼稚園 大野市富田幼稚園 大野市阪谷幼稚園	大野市乾側幼稚園 大野市上庄幼稚園	
		その他	大野市青少年教育センター 大野市学校給食センター		
社会教育機関	生涯学習課		大野市生涯学習センター 下庄公民館 上庄公民館 五箇公民館 大野市六呂師自然楽舎	大野公民館 乾側公民館 富田公民館 阪谷公民館 和泉公民館 大野市文化会館 COCONOアートプレイス	
		文化振興室		大野市博物館 野市文化会館	本願清水イトヨの里 COCONOアートプレイス
社会体育機関	スポーツ振興室		大野市エキサイト広場総合体育施設 大野市B&G海洋センター		

別表第4（第11条関係）

教育機関	所掌事務

学校	<p>1 小・中学校の運営及び施設並びに職員の管理に関するこ と。</p> <p>2 学習指導要領に基づく教育課程の編成並びに指導に関するこ と。</p> <p>3 教育環境整備の充実に関するこ と。</p> <p>4 教育相談活動に関するこ と。</p>
幼稚園	<p>1 幼稚園の運営及び施設並びに職員の管理に関するこ と。</p> <p>2 教育課程、保育指導計画に関するこ と。</p> <p>3 環境整備に関するこ と。</p> <p>4 保育相談に関するこ と。</p>
生涯学習センタ ー	<p>1 講座等の開催に関するこ と。</p> <p>2 生涯学習情報の収集及び提供に関するこ と。</p> <p>3 生涯学習の相談に関するこ と。</p> <p>4 生涯学習の奨励普及に関するこ と。</p> <p>5 視聴覚機器及び教材の整備並びに利用推進に関するこ と。</p>
公民館	<p>1 各種学級の開設に関するこ と。</p> <p>2 定期講座の開設に関するこ と。</p> <p>3 図書、各種資料等の利用に関するこ と。</p> <p>4 体育、レクリエーションに関するこ と。</p> <p>5 各種団体機関の連絡調整に関するこ と。</p> <p>6 住民に対する施設利用、供与に関するこ と。</p>
博物館	<p>1 郷土の歴史及び民俗資料の収集、整理、保管及び展示に関するこ と。</p> <p>2 郷土の歴史及び民俗資料の調査研究に関するこ と。</p> <p>3 歴史博物館、民俗資料館、越前大野城、武家屋敷旧内山家、和泉郷土資料館、笛資料館及び武家屋敷旧田村家の公開、保存及び管理に関するこ と。</p>
図書館	<p>1 図書その他の資料の収集に関するこ と。</p> <p>2 図書の整理、保存に関するこ と。</p> <p>3 図書の貸出しに関するこ と。</p>

文化会館	1 市民文化の振興に関すること。 2 会館の管理に関すること。 3 会館の利用、貸出しに関すること。 4 文化事業の開催に関すること。
エキサイト広場	1 体育、スポーツの振興と市民の健康増進に関すること。
総合体育施設	2 施設の利用促進及び利用団体の調整に関すること。
B&G海洋センター	1 体育、スポーツの普及、市民の健康増進に関すること。 2 海洋性レクリエーションの普及と事業の実施に関するこ と。 3 B&G財団に関すること。
大野市青少年教育センター	1 青少年の健全育成に関すること。 2 教育相談に関すること。 3 教育関係職員の研修に関すること。 4 教育に関する情報を提供すること。
学校給食センター	1 学校給食の献立作成、調理指導、栄養改善及び調査研究に 関すること。 2 学校給食の調理及び配達に関すること。 3 食品、食器等の衛生管理に関すること。
本願清水イトヨ の里	1 本願清水イトヨ生息地の保護及び調査研究 2 イトヨに関する資料の収集、整理、保管及び展示 3 郷土の自然環境及び水文化に関する資料の収集、整理、保 管及び展示 4 講座及び学習会の開催
COCONOアートプレイス	1 美術品及び芸術に関する資料の収集、保管、展示及び利用 に関すること。 2 文化芸術に関する情報の収集及び提供に関すること。 3 文化芸術に関する調査研究及び普及活動に関すること。 4 COCONOアートプレイスの施設及び設備の管理及び運営に 関すること。

別表第5（第12条関係）

附属機関の名称	庶務を担当する課等
大野市通学区域審議会	教育総務課
大野市学校給食センター運営委員会	教育総務課
大野市社会教育委員の会	生涯学習課
大野市青少年問題協議会	生涯学習課
大野市図書館協議会	生涯学習課
大野市史編さん委員会	文化振興室 文化財課
大野市文化財保護審議会	文化振興室 文化財課
大野市博物館運営協議会	文化振興室 文化財課
本願清水イトヨの里運営協議会	文化振興室 文化財課
大野市スポーツ推進審議会	スポーツ振興室